

大和市告示第9号

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年1月22日

大和市長 大 木 哲

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市健康ポイント事業実施要綱（平成28年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第2条中「対象者」を「対象となる者（以下「対象者」という。）」に改める。

第3条を次のように改める。

（ポイント対象事業）

第3条 ポイント付与の対象となる健康づくりの取組（以下「ポイント対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、市の施策との関連が深い内容であって、ポイント事業の実施に特に有益と市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の健康に関連し、又は外出を促す内容であること。
- (2) 対象者が参加できるものであること。
- (3) 市又は次条の規定に基づき市長が認定した健康ポイント協力認定団体が実施するものであること。
- (4) ポイントの付与に係る事務が円滑に行える内容であること。
- (5) 多くの参加者が見込まれる場合であっても、混乱を生じさせるおそれがないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。

2 ポイント対象事業の内容、付与するポイント数その他必要な事項は、別に定める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「あるときは、当選者」を「ある当選者は、」に改め、同条第3項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第2項中「健康プログラムを実践した」を「ポイント対象事業に取り組んだ」に改め、「により、」の次に「当該参加者に」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 第1項に規定するカードの配布及び前項に規定するポイントの付与は、健康ポイント協力認定団体も行うことができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(健康ポイント協力認定団体)

第4条 市長は、ポイント事業の目的に賛同し、かつ、協力する意思を有する団体であってポイント対象事業を円滑に実施できるものを、健康ポイント協力認定団体として認定することができる。

2 前項の認定を受けるための要件、申請手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同表第1号様式の項中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行の日前に行うことができる。